

3 農振第 1 2 0 3 号
3 水港第 1 4 6 3 号
国 水 海 第 2 5 号
国 港 海 第 1 1 3 号
令 和 3 年 8 月 2 日

各地方整備局河川部長 等
各都道府県土木主幹部長 等 宛

農林水産省 農村振興局 整備部 防災課長
(公印省略)

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課長
(公印省略)

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室長
(公印省略)

国土交通省 港湾局 海岸・防災課長
(公印省略)

気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について

本通知は、「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」（平成 16 年 3 月 23 日農林水産省・国土交通省令第 1 号。以下、「省令」という。）第 2 条第 1 号及び第 2 号の改正並びに「海岸保全施設の技術上の基準について」（平成 16 年 4 月 12 日 15 農振第 2574 号、15 水港第 3168 号、国河海第 69 号、国港海第 556 号）2. 2 及び 2. 3 が変更されたことに伴い、その適用に関し、下記のとおり気候変動を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等を示すことにより、気候変動による影響を明示的に考慮した海岸保全対策への転換に資することを目的とするものである。

今後、気候変動を踏まえた海岸保全施設の計画外力を設定し、又は見直す場合には、留意されたい。

また、各都道府県農林水産主管部長及び土木主管部長には別途通知したので申し添える。

記

第一 設計高潮位及び設計波の設定方法等

省令第2条第1号及び第2号に規定する設計高潮位及び設計波を今後、設定及び見直しするに当たっては、気候変動の影響による平均海面水位の上昇、台風の強大化等を考慮する必要がある。その際、対象とする外力の将来予測は、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第5次評価報告書第I作業部会報告書で用いられた代表的濃度経路（RCP）シナリオのうち、RCP2.6シナリオ（2℃上昇相当）における将来予測の平均的な値を前提とすることを基本とする。ただし、RCP2.6シナリオ（2℃上昇相当）における外力の変化にも予測の幅があること、また、2℃以上の気温上昇が生じる可能性も否定できないことから、RCP8.5シナリオ（4℃上昇相当）等のシナリオについては、地域の特性に応じた海岸保全における整備メニューの点検や減災対策を行うためのリスク評価、海岸保全施設の効率的な運用の検討、将来の施設改良を考慮した施設設計の工夫等の参考として活用するよう努めるものとする。

具体的な計画外力の検討に当たっては、気候変動予測には不確実性があること、また、関連した研究成果の更なる蓄積が期待されることなどを踏まえ、最新のデータ及び知見等をもとに検討するよう努め、設計高潮位及び設計波における気候変動の影響を勘案して必要と認められる値等については、海岸管理者が気候変動予測の不確実性や施設整備の効率性等に留意した上で必要と認められる値等を決定することを基本とする。

第二 その他留意事項

設計高潮位及び設計波の設定等に関連して、次の事項について留意されたい。

- 一 堤防等の天端高は、上記により設定された設計高潮位及び設計波を前提として、省令第3条第一項及び第五項並びに第五条第一項及び第三項に定められた基準に従い、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。その際、土地利用やまちづくり等の都市計画等との調整等のソフト面の対策も組み合わせた広域的・総合的な対策を長期的な視点から検討するよう努める。
- 二 堤防等の設計において津波を対象とする場合も平均海面水位の上昇を考慮する。
- 三 設計高潮位等の設定に当たっては、当該地域海岸に流入する河川についても整合的な対策が必要とされることから、河川管理者との連絡に努めるとともに、堤防等の天端高の設定に当たっては、河川整備等との調整を図るなど、隣接する施設の関係者等との調整に努めるものとする。
- 四 施設整備段階においては、堤防や消波工に沖合施設や砂浜等も組み合わせることにより、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式による整備に努める。その際、平均海面水位の上昇に伴い、汀線位置の変化等が見込まれる場合は可能な限り施設配置等に留意するよう努める。

以上